

# 第113回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和5年9月4日(月曜日)

出席議員  (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	笹谷一博	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
	代表監査委員	中井幹夫		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 報告第 7 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 5. 報告第 8 号 放棄した債権の報告について
- 日程第 6. 報告第 9 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第 7. 報告第 10 号 株式会社元気工房さよの事業報告について
- 日程第 8. 報告第 11 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第 9. 議案第 54 号 兵庫県町土地開発公社の解散について
- 日程第 10. 議案第 56 号 令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 11. 議案第 57 号 令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 12. 議案第 58 号 令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 13. 議案第 59 号 令和 5 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 14. 議案第 60 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 15. 議案第 61 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 16. 議案第 62 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 17. 議案第 63 号 令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 18. 議案第 64 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 19. 議案第 65 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 20. 認定第 1 号 令和 4 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21. 認定第 2 号 令和 4 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22. 認定第 3 号 令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23. 認定第 4 号 令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24. 認定第 5 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25. 認定第 6 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26. 認定第 7 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27. 認定第 8 号 令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28. 認定第 9 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29. 認定第 10 号 令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30. 認定第 11 号 令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31. 認定第 12 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 32. 決算審査報告について

- 日程第 33. 同意第 3 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 34. 同意第 4 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 35. 同意第 5 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 36. 同意第 6 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 37. 同意第 7 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 38. 特別委員会の設置及び委員定数について  
日程第 39. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について  
日程第 40. 委員会付託について
- 

午前 09 時 30 分 開会

議長（小林裕和君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、第 113 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、おそろいでご参集を賜わり、誠に御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

9 月に入りましたが、まだまだ、残暑厳しく、南海上では台風の影響もあり、蒸し暑い日々が続いております。

今年の夏は、猛暑の中、各地域で 4 年ぶりの納涼祭等地域行事が開催され、お世話いただいた役員さんたちには、大変御苦労があったと思いますが、久しぶりの地域の皆さんの笑顔の中での開催、心が癒されたのではないかと推察いたします。

秋は、農作物収穫時期であります。水稻をはじめとする作物は、平年並みと予想されていますが、この暑さ、高温障害や獣害が少し気になるところでございます。

9 月定例会は決算議会と言われるように、令和 4 年度の決算認定案件を中心に審議していただきます。議員皆様の活発な質疑がなされることを、よろしくお願いをいたします。

さて、今期定例会には、報告 5 件、令和 5 年度一般会計補正予算などの議案 11 件、令和 4 年度各会計等決算の認定 12 件、同意 5 件の合計 33 件が付議されています。

議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

9 月に入りまして、ようやく、夜は少し寝やすく感じますし、今朝方も少し涼しく、そうした秋を感じるような、そんな感じになってまいりましたけれども、まだまだ、日中の残暑は、本当に厳しいものがあります。今年の夏は、本当に全国的に異常な猛暑が続いております。議員各位におかれましても、この暑さで、非常に体のほうも疲れがたまっておられる頃ではないかと思えます。

やはり、私も何か最近、やっぱり疲れが、この暑さの疲れというのが、徐々にたまってくるようで、朝方、何か、体がだるいといいますか、そんな感じがいたしますけれども、9 月、今日、開会いただきました議会、28 日まで、上程をさせていただき議案につきましては、令和 4 年度の決算の認定、また、9 月の補正予算のほうを、また、提案させていた

だいております。それに一般質問等、たくさんの審議をいただき、長時間にわたる審議になりますけれども、お疲れの中でありますけれども、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それから、こうした暑い中ですけれども、コロナのほうは、どうしても、こんな暑さにも負けないウイルスのようで、かなり8月も感染が確認をされております。

私のほうに、担当のほうから報告を受けておりますけれども、8月中に、医師会から報告をいただいた分だけでも、309人の感染が確認をされておまして、職員のほうも、累計41人が感染が確認して、やはり感染確認しますと、5日間の自宅での待機、療養という形にさせております。この数字も、やはり一般の方においては、病院で抗原検査とか、受診をされない方も、かなりあるのではないかなというふうに推察をします。309人というだけではなくて、かなりの方が実際には感染をされている可能性もございます。

先般、全員協議会でも報告させていただきましたように、第7回目のワクチン接種、国のほうの事務的な手続きが、非常に遅れておまして、ようやく、準備は十分整っていたんですけれども、9月に入ってから、今週、接種券を6歳以上の方に郵送をさせていただきます。医療機関で、予約をしていただいて接種を受けていただくことになりますけれども、これにつきましては、一応、20日から開始という形に、予定どおりとなっております。

そうした体、やっぱり、抵抗力が弱いと、余計にこうした感染もしやすくなるのかなと思いますし、やはり元気に、暑さ、こういう疲れを取りながら、よく体を休めて、何とか、この夏を乗り切っていただきたいと、そういうふうに願っております。

それでは、それぞれの議案につきまして、慎重審議を、よろしくお願い申し上げます。

議長（小林裕和君） 　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第113回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長及び代表監査委員であります。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴していただきますよう、お願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（小林裕和君） 　日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。13番、平岡きぬる議員。1番、大村 隼議員。

以上の両議員にお願いします。

---

#### 日程第2．会期決定の件

議長（小林裕和君） 　続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月4日から9月28日までの25日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月4日から9月28日までの25日間と決定しました。

---

### 日程第3．行政報告について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第3、行政報告に入ります。  
町長から行政報告を受けます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 失礼します。行政報告のほうは、今議会、予定をしておりませんでしたけれども、急遽、1件、議長にお願いをして、行政報告をさせていただきます。

それにつきましては、町の事業ではないんですけれども、森林組合での事業の中で、先般、死亡事故が発生をいたしました。

一般質問等にも山林の整備とか、山のことがかなり出てきておりますので、森林組合の事故にはなりますけれども、皆さんに状況を報告をさせていただきたいと思えます。

場所は、三日月の久保で間伐施業を行っていただいております。

森林組合におきましては、直営班というのが2人でやっております。1班ですね。

それから、あと、基本的には森林組合の専属のような形で2つの林業事業体に委託をして、請負で事業をやっていただいております。その中の1つの事業者のほうで、親子三代で、今、3人で事業をやっていただいているんですけれども、作業道を開設をして、ほとんど作業道自体はできていた。あと、のり面をユンボと言われるバケットでたたいて固めていたと、そういう時に、足元の土が崩れて、その大型機械、ユンボが谷のほうへ落ちたということでありました。

非常に山の仕事というのは危険が伴うんですけれども、この方は、もうずっと合併前から、もう既に森林組合のほうの事業をずっとやっていただいて、非常に慎重で、技術も、また、経験も豊かで、そうした事故が起きてしまうと、本当に残念で、本当にお気の毒なことだったんですけれども、そうしたことを起こすような方では、本当に考えられないような事故だったんですけれども、事故というのは、そういうものかなというふうに、後々、悔やんでおります。

この事業体につきましては、3年前に、三日月の本郷で同じような事業をやっていた時に、これは作業員として従事していた方が、大きな木を伐採した時に、上から枝が折れて、折れた枝が本当にまんが悪く、それも頭の上に、ヘルメットをかぶっていたんですけれども、ヘルメットを直撃して亡くなりました。

これ佐用の方だったんですけれども、そうした事故があった後、その事業を、もう辞めたいと、こういう危険な仕事だから、こうした事故が起きて、そうした仕事については辞めたいという意向が、私のほうにも伝わってきていたんですけれども、たまたま、お孫さんが高校の林業科を出て、おじいさんやお父さんと一緒に、そうした仕事をしたいというふうに意向があったものですから、それなら、もういっぺん、自分も孫に、その技術を伝えて、教えていくためにも、もうしばらく頑張るということで、本当に張り切ってやっていただいております。

年齢は、私と同じ昭和24年生まれの方でしたので、そういうことで、大きな機械を使っ

て作業をしていかなきゃできませんし、それには、当然、その操作をする技術も要ります。経験も要ります。

そうした方、今、森林施業を行う人材がないというふうに言われておりますし、本当に、なかなか、そういう方を見つけようとしてもないわけですが、その若い孫に当たる方も、もうはや1年半余り、2年近く一緒にやって、非常に、やっぱり若いですから技術が操作がうまくて、これからの、私ども事業をやっていただく大きな期待をしていたわけですが、こうした事故が起きた中で、事業そのものを廃業するという意向が非常に強いです。

おばあさんが、孫に、こんな危険な仕事は、もうさせられないと、そういうことを、当然、急に亡くなって、気が動転されておりますしね、そういう思いになられるのは、当然なんですけれども、そうしたことで、森林組合としても、こういう仕事をしていただく方がいなくなると、これから、仕事の約3分の1ぐらいは、この方をお願いをしておりましたので、なかなか難しい仕事、技術の要る仕事というのが、もうできなくなります。新たな、そうした事業者を探そうとしても、どこにも、それほど、そんな技術を持った方がいるわけではありませんので、今年度、森林組合の総代会は、この9月の末に行いますけれども、令和4年度の決算におきましても、経常利益で約1,800万円ぐらいの利益を上げて、ここのところずっと、最終利益1,000万円ぐらいな利益を上げてきているんですけれども、これだけ幾ら予算を獲得して事業を増やそうとしても、事業を行っていただく人自体がいなくなれば、いっぺんにそうした事業売上げも減ることは間違いありませんし、利益を出していくような事業も、なかなかできないかなというふうに感じております。

非常に残念な、本当にお気の毒な状態みたいになったんですけれども、よく本当に、ここ何十年も、私たちの佐用町の山の管理に本当に力を尽くしていただいた家納さんという方なんですけれども、家納さんに、心からご冥福をお祈りし、感謝を申し上げたいと思いますけれども、そういうことがございましたので、新聞紙上では、作業中にということでは、皆さんも見ていただいたとは思いますが、これからの山の施業というのは、本当に厳しい状況だということもご理解いただきたいと思います。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 以上で行政報告は終わりました。

---

議長（小林裕和君） なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますので、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

#### 日程第4．報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（小林裕和君） それでは、日程第4、報告第7号、健全化判断比率、及び資金不足比率の報告について、町長より報告があります。

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第7号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和4年度決算における健全化判断比率4指標及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告を申し上げます。

報告の前に、佐用町の標準財政規模を申し上げますが、標準財政規模は、地方自治体の一般財源の標準的な規模を示す指標で、健全化判断比率算出の際の分母となります。

令和4年度の数值は84億6,659万2,000円で、うち臨時財政対策債発行可能額が8,893万7,000円でございます。

それでは、健全化判断比率の4指標を報告いたします。

初めに、実質赤字比率でございますが、一般会計等の実質収支は1億952万9,000円の黒字となりましたので、実質赤字額はございません。

2つ目の、連結実質赤字比率でございますが、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、連結実質赤字額はございません。

3つ目の実質公債費比率につきましては、1.1%でございます。これは、公債費及び公債費に準じた経費の財政負担の度合いを示すもので、令2年度1.0%、令和3年度マイナス1.0%、令和4年度3.3%となっており、その3年間の平均となっております。

4つ目の将来負担比率は、地方債残高のほか普通会計が将来負担すべき実質的な負債をとらえたもので、前年度より数值が改善し、将来負担比率はマイナス128.5%となり、比率は算定されません。

以上のとおり、4指標全てが基準内の比率であり、健全な財政状況を維持しております。

次に、資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の比率を示すものでございますが、先ほど申し上げましたように全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、報告をさせていただきました。

議長（小林裕和君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

---

#### 日程第5．報告第8号 放棄した債権の報告について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第5、報告第8号、放棄した債権の報告について、町長より報告があります。

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第8号、放棄した債



権の報告につきまして、ご報告申し上げます。

令和4年度に佐用町債権管理条例第16条の規定に基づきまして60件、15万8,616円の債権を放棄いたしました。

放棄した債権は、簡易水道事業特別会計の水道使用料が46件、12万3,216円、開閉栓手数料が2件、4,200円。

また、水道事業会計の水道使用料が10件、2万7,000円、開閉栓手数料が2件、4,200円でございます。

なお、放棄した理由は、全て、徴収停止後の期間経過でございます。

今回、ご報告をいたします債権放棄につきましては、債権管理条例に基づくものであり、このほか、町税など時効の完成に伴って不納欠損処理を行っております。その内容につきましては、決算成果説明資料のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご報告を終わります。

議長（小林裕和君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 今、不納欠損の分で確認させていただきましたけれど、金額的には、そんなに多くありませんが、例えば、その中で、中身が、例えば、親がよう払わなくて、子供さんらが、ほな払ってやろうという中身があったんか。

それから、また、長男がよう払わなくても、仕事をしだしたから、ボーナスもらったから、これおやじ払うでと、そういうやつがあったんかどうかも含めて、中身を教えてください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） それでは、お答えします。

中身につきましてですけれども、原則、ほぼ全員が住所不明で、結局、徴収ができない状態になって、徴収停止して、3年経過しましたので、今回、債権の放棄ということに至っております。

で、もう少し、中身について説明させていただきます。

まず、簡水ですけれども、法非適の分から説明させていただきます。この一番上の46件、7人の方ですけれども、このうち5名が住所不明です。それから、残り2名は本人死亡で、その相続人を調査したんですけども、相続人の住所も不明ということで、債権放棄に至っております。

それと、法非適の開閉栓手数料ですけれども、こちらのほうも2名、住所不明になっております。

それと、水道会計の法適用の分ですけれども、1件2万7,000円ですけれども、こちらのほうも住所不明でございます。

それと、開閉栓手数料2名ですけれども、こちらのほう1名は住所不明で、もう1名は、

本人死亡で、相続人の連絡先は不明となっております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 例えば、住所が不明とか、どこへ出たのか分からんという言い方されるんですけど、役場が戸籍のほうで、どこへ転出とかっていって、全部押さえておらんじゃないんですか。そこらへんは、どんなんですか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 転出先とか、それは分かりますけれども、そこに、例えば、納付書送っても、住んでおられない状態で、音信が不通となっております。

戸籍等も調べるものは調べるんですけども、結局、住所がそこに、そのままに、例えば、神戸に行かれたら神戸のままで、そちらのほうに住んでおられない状態なので、それ以上、探しようがないばかりです。以上です。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。  
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

---

#### 日程第 6 . 報告第 9 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 6、報告第 9 号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、教育長より報告がございます。  
浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） ただ今、上程いただきました報告第 9 号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、報告書を提出いたします。

これは、教育委員会が毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について自ら点検・評価を行い、その結果を議会に報告するもので、令和 4 年度の実績について別添報告書のとおり取りまとめました。

評価に当たりましては、第 3 期佐用町教育振興基本計画に基づき、3 つの基本方針に関わる 13 の基本的方向と 35 の施策について、採点方式で実施いたしました。

採点に当たっては、各小中学校、健康福祉課、生涯学習課、教育課がそれぞれ該当する項目について、4 点から 1 点で採点し、その合計点を 100 点満点に換算したものを、A・B・C・D の 4 段階評価に置き換えたものです。

報告書の7ページをご覧ください。その上段に評価基準を記載しております。90点以上をA評価、目標を上回った。70点以上89点以下をB評価、ほぼ目標どおりだった。50点以上69点以下をC評価、目標をやや下回った。49点以下をD評価、目標を大きく下回ったとしております。したがって、例年どおりの実績であれば、おおむねB評価となります。また、1点差でA・B・C・D評価が左右されることもありますので、評価結果はあくまでも傾向として見ていただければと思います。

下ほどに、評価結果の総括を記載しております。

35項目の施策について、本年度はA評価が3項目、B評価が32項目で、昨年と同様にC・D評価はありませんでした。

施策については、複数の主な取組という項目があり、それぞれの点数を積み上げて施策の評価となります。令和4年度事業に対する評価は、前年の評価と比較して、細かな項目ごとの点数は違いますが、結果的には35の施策が全て同じ評価となりました。このことは、第3期佐用町教育振興基本計画が、一様に推進されていることが伺い取れます。

各項目をとおして、担当課が自己分析した成果と課題及び3人の外部有識者評価員による意見をいただいておりますが、毎年行うこの評価は、単に評価点を憂慮するのではなく、事業の分析と課題の整理を再認識することができ、より充実した教育の振興につながっているものと評価をいたしております。

なお、この報告書は町ホームページ等にも掲載し、広く住民の皆様にも公表することといたしております。

以上、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告といたします。

議長（小林裕和君） 以上で教育長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） これ見せていただきまして、Aというのは、90点から100点。Bは、ほぼ目標どおりだったということでございます。

中には、私らは、普通、素人でございますので、ちょっと、分からん面もあるんかも分からんけれど、CやDが全然ないということは、それだけ優秀だったんかなというふうには、とらまえておりますけれど、そやけど、どうなんでしょう。去年と一昨年、これ全く一緒ですね。そこらへんが、どんなんかな思って。これだけ優秀であったんかというふうには、とらまえておりますけれど、もうちょっと、ほかに変わったこともあったんじやないかという気もするんやけれど、本当になかったんではないか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） CやDがないということですが、今までだったら、コロナ禍のために中止、あるいはできなかったということで、それがC評価とか、D評価につながっていたと思うんですが、そういった中でも、少しずつ工夫をしながら、少しでも取り組んでいったということの評価でC、Dがないということで、A評価も中にはありますので、ただ、

それ1つだけじゃなしに、2つの項目の合算でB評価になっているということで、なかなか全体でA評価というのは、なかなか、難しいなという。

ただ、やっぱり、こういう昨年度もコロナ禍がありましたので、そういった中でも、少しずつでも連携教育とか、いろんな面で進めておりますので、中には、よくやっているという部分の評価もいただいております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 先だって、フジバカマを上月小学校の子供たちに、ポットに植えることを一緒に勉強して、植えさせて、そして、宇根のほうへ、そのフジバカマを田んぼへね、また、移植をしたり、一生懸命、みんなしてくれましたけれど、そういうというのは、アサギマダラが飛んでくるように、みんな頑張ってくれてくれるなというので、ある程度、私は、よかったのかなという評価はしていますけれど、そやけど、あまりにも、同じことが、ずっと（聴取不能）ということ自体が、ちょっと、思いましたので、ちょっと述べさせてもらいました。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はございますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） ちょっと、その項目を少し、もう少し掘り下げて、それと、教育委員会、毎月、教育委員会の開催をされておりますので、その議事録も、ちょっと見させていただきながら、そこで、その議論されていることと合わせてですけれども、ちょっと、1、2、お聞きしたいなというふうに思います。

3点目ですか「健やかな体」の育成、それから、一番最後の項目が生涯スポーツということがあるんですけれども、毎月の、その教育委員会の会議の中でも、何月かに、委員の皆さんが触れておられるところがあるんですけれども、小学校、中学校の保護者の方、特に、今、お考えなんではないかなと思うんですけれども、人数がどんどん減ってきておりますので、中学校の部活が本当に限られたものになってしまっているということ、それだけではないんですけれども、全国的に、その部活の地域代行、地域で行っていくということについて、確か、令和5年から3年間ということで、進んでいっているのかなというふうに思うんですけれども、この点について、何月かの教育委員会で、教育委員の皆さんも取り上げておられたんですけれども、学校ごとに、あり方検討委員会というのがつくられて、3年間の1年目が始まっているというふうに思うんです。ちょっと、状況を、ちょっと、教えていただきたいのと、課題がいろいろあるというふうに思うんですけれども、その点について、ちょっと、教えていただけます。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） この部活の地域移行については、こういう小さい町については、かなりの課題が多いということは、他の小さい町も同じ考えであります。

特に、人材。土日からというふうには、地域移行というふうには国は言っておりますが、土日、毎土日ごとにとということでは、なかなか、そういった人材がみつけにくい。少しでも、月のうちの何回かでも、そういった人材があるんならということで、若干、今、1名ほどを候補に入れてしておりますが、これは、できる地域から、できるところからということで、4中学校、じゃあ全部できるかと言えば、今のところ、そういう状況には至っておりません。

1人だけという形で、今のところ進めております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 具体的に、ちょっと、

議長（小林裕和君） 廣利議員、項目は何ページの項目なんですか。

10番（廣利一志君） 「健やかな体」の育成のところですか。に関して。

議長（小林裕和君） 9ページやね。

10番（廣利一志君） 関連して、その教育委員会の毎月の委員会でも、ちょっと、触れておられますので、併せて、一番最後の項目の、その生涯スポーツというところに関連するというふうに思うんですけども。

小さな町では、なかなか大変だ。難しいところがあるということなんですけれども、現実には、部活が、結局、2つか3つというふうな形の中で行われる中で、部活のために管外の中学校、高校に行くという場合が、これは我々も聞いておるんですけども、そういう直近の、そういう状況を、ちょっと、教えていただきたいのと。

ちょっと、初めて、これは議事録の中で知ったんですけども、部活のために通信制の高校に行くというケースもあるというようなケースが、ちょっと述べられていたんですけども、ちょっと、状況を教えていただきたい。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 部活のための区域外ということでは、実績としては、今までありません。

ただ、新しく今年度からというのは聞いておりません。

あと、言われる通信制ですが、中学校では、今のところ該当は聞いておりません。多分、

高校の通信制で部活をとということでやられているのではないかなというふうに思います。

若干、区域外であったり、住所を移して部活をとというふうには、今までも実績はありません。以上です。

議長（小林裕和君）                   ほかに質疑はありませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君）                   岡本義次議員。

11 番（岡本義次君）                9 ページ、「健やかな体」の育成ということで、体力・運動能力の推進ということで、テレビや新聞でも、佐用ではないんですよ。よその学校では、すぐ切れるとか、そういうようながあります。

ですから、こういう、やっぱり、人間って、元気なんが一番で、体力をずっと続けてやらずということ、これどのような格好の中で、やってもらっておりますか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君）                   浅野教育長。

教育長（浅野博之君）               まず、小学校なんかは、やっぱり、外で元気に遊ぼうということを通してとか、冬になると縄跳びをしたりとか、マラソン大会を実施して、それに向けて、朝、みんなで全校で走るとか、そういったことで、学校の中では取り組んでおりますし、地域で言えば、子ども会であったり、スポーツ少年団であったり、そういったところで活躍している子もおりますし、中学校については、まず、体育祭とか、いろんなこともありますけど、主に、やっぱり部活に、基本的には、原則として、誰もが入部するというのが基本としては、ありますけれど、若干、文化部であったりとか、そういったことは、本人の希望にもよりますけれど、そういったことで、体力の向上には努めております。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君）                   岡本義次議員。

11 番（岡本義次君）                例えば、その運動場で音楽かけて、校長先生も子供も一緒になって、どンドン、どンドン運動場走って、汗かいて、元気にならんことには、元気にならんと、やっぱり仕事も勉強もできんと思います。

私も東京の学校へ行った時、30 歳だったんですけど、400 メーターのトラック、いつも 10 周して、体を鍛えんとあかんということで、子供たちにもまねさせてやらせたんですけど、やっぱり、そういうふうに、毎日、続けてやるということが大事やと思いますが、そこらへん、校長先生と一緒に、走るということは、どうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君）                   浅野教育長。

教育長（浅野博之君） マラソン大会に向けて、30分休みを利用しながら、先生たちも、私も実際、走った経験ありますけれど、一緒に走って、体力づくりには努めております。

これを年間通してということになると、やはり先生方の勤務状況にもよりますし、子供たちも自由にドッチボールをしたりとか、キックベースをしたりとか、そういった体を動かすことによって体力つきますので、それが全部業間マラソンになってしまうと、子供たちにも、やっぱり不満が残るんじゃないかなというふうには思いますので、その季節に応じた運動を取り入れることのほうが、より効果的ではないかなというふうに思います。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 10ページ、特別支援学級の件ですけれども、ちょっと、ここでは数字等が出ておりませんが、教育委員会の中では、議事録の中で、議論をされているんですけども、22年連続で、現状は、特別支援学級の在校生が増えていると。22年連続増えているという状況が、まず、あります。

それで、現状がどういう状況なのか、数字的に、分かれば教えていただきたいのと。

それと、課題のところにありますけれども、迎え入れる先生方の体制について、そういう対象が増えている中での状況について、今、課題としては、どんなことが、何名かが増えたというふうに書いてありますけれども、そのあたりは、十分なんでしょうか。いかがですか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 先ほど、言われるように、特別支援学級のほうに入級をする児童・生徒については、増えてきているのは事実です。

ただ、ちょっと今、数字については、手元にございませんで、ここで述べることはできませんけれど、あと先生方の研修については、初めて、特別支援学級を担任する者については、研修等をしたりとか、やはり、特別支援教育についての研修を、町ですることによって、そういった子供を、早く、早期に発見して、早期に個別の対応ができるようなということでも増えているのは事実だと思います。

そういった教育が進んできているのも、1つ増えている原因ではあると思います。

先生方の対応につきましては、そういう研修を通して、特別支援教育の充実に努めているところでございます。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

議長（小林裕和君） 続いて、日程第7、報告第10号、株式会社元気工房さよの事業報告について、町長より報告がございます。  
庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第10号、株式会社元気工房さよの事業報告につきまして、ご報告申し上げます。

株式会社元気工房さよの令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画については、お配りしております、株式会社元気工房さよ経営状況報告書のとおりでございます。

なお、決算事業年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となっております。

決算内容でございますが、原材料費・燃料費などの高騰により経常経費は増加している一方で、利用者数が増加したことや、令和4年度下期にほとんどの商品の値上げをしたため、前年度比で売上が微増となっております。

営業利益は約680万円の赤字でございますが、町からの指定管理料等により、220万円余りの黒字決算となっております。

今年度は、外販戦略、また、みそ等の新規顧客開拓に向けて積極的に取り組んでいるところでございますが、直売所・そば処の大規模改修工事により、駐車スペースが制限され、特に、そば処においては仮設店舗で営業していることから、売上の伸びは難しいと考えておりますが、リニューアル後の経営改善に向けて、レストランでの新メニューや「もち大豆」を使った新商品の開発に取り組んでいるところでございます。

なお、町といたしましては、今年度の改修事業に続き、令和6年度には、みそ加工所と惣菜等加工所の新築工事を予定しており、農業や観光の活性化の拠点施設とするべく、引き続き事業に取り組んでまいります。

以上、ご報告とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 以上で、町長の報告は終わりました。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 私も時々、三日月へ食事に行かせてもらって、次から次へお客さんもみえて、結構にぎわって、料理についても、そこそこおいしいなというふうに思っております。

これ、みその加工についてはどんなんでしょうか。三日月みそと、それから上月のもち大豆と、そこらへんについては、一緒にするようなことを、ちょっと、聞いたんですけど、それは、どのように、今後、されるんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。



農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

今、上月のみそについては、上月でつくって、三日月みそは三日月の加工場でつくっております。

将来的に、先ほど、町長申し上げました事業計画の中では、元気工房三日月の隣接する広い駐車場のところなんですけれども、そこにみそ工場を統合して、建設する予定でございます。

それぞれのみその材料であったり、配合であったりが異なりますので、そこは継続して2種類のみそを、当面継続していきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

---

#### 日程第8．報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第8、報告第11号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、町長より報告があります。

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第11号、専決処分の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、商工観光課職員が草刈り作業を行っていた際に飛び石により、相手方の車両に損害を与えた賠償事故について和解したことを報告を申し上げるものでございます。

まず、初めに、こうした草刈り中の事故を繰り返して起こしたことにつきまして、改めて、まず、お詫びを申し上げたいと思います。

飛び石発生事故の概要は、令和5年7月7日の午後3時10分頃、佐用町東徳久1946番地の佐用町学校給食センターにおいて、翌週末から開催する南光ひまわり祭りに向けてメイン会場周辺への草刈り作業等を実施するに合わせ、東徳久地区のひまわり畑につながる通用路にも面していることもあり、この学校給食センターののり面を商工観光課職員が草刈りを行っていた際に石が飛び、相手側の車両を損傷させたものでございます。

同職員は、飛び石により車両へ損傷を与えるおそれがあったために、事前に同センター職員に車両の移動をお願いし、フェンスから約10メートル以上離れた場所に駐車されていることを確認した上で、作業を開始したものの、想定以上に石が飛び車両に損傷を与えたものでございます。

このたび、町として、国家賠償法第1条に規定する賠償責任を認め、修理費等として28万4,570円を支払う内容で、令和5年7月28日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定により、賠償の額を定め和解することを専決処分いたしております。

草刈りの飛び石による賠償は、昨年に続き発生しており、町といたしましても職員に対しまして、改めて事故防止の徹底を図るとともに、飛び石防止ネットを使用するなど再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、飛び石に関する、車両損傷事故に関する専決処分の報告とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 以上で、町長の報告は終わりました。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） これ、三河のキャンプ場でもありましたね。石が飛んで車に当たったということで、今回も 28 万円からと、起きたものは、もう仕方がないにしても、どうせまた、保険から出ますということで、その保険についても、やっぱりみんなの税金から出ているので、そこらへんだけ忘れんように。

そして、今後、対策として、どのような対策でやっていくかということについて、述べてみてください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

この事故につきましては、キャンプ場でも、たびたび事故がありまして、このたび、また、商工観光課職員が同じような事故が発生しております。

対策としまして、このたび、総務課のほうから、防止ネットというのを自立式、それから、手持ち式、そういったものも購入していただいております。

そういった形で、ネット等を設置して、職員はたくさん必要となりますけれども、そういった形で事故対策のほうを、今後、図ってまいりたいなというふうに考えております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） 事故のネットを設置して、人員を、そこにさらに割いてというような案も、今、回答いただいたと思うんですけども、例えば、道路の草刈りとかでも、エリアによったら、ハサミ刃式のもの、飛び石が少ないハサミ刃式のを、そういったものを使うことで、人を、ネットを持つ人というものが不要なまま草刈りをしているような例もあると思うんですけど、そういったハサミ刃式の草刈り機のヘッドというんですか、そういったものについては、検討されたようなことはあるんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君）　　そういったハサミ刃式、そういったものについては、ちょっと、検討はしておりませんでしたけども、そういった形で人員もたくさん要るようなことがあります。

それから、今回につきましては、ひもで、ひも式のやつを使っておりました。やはり、ひもにつきましては、石が飛ぶ距離も、かなり遠くなるということがございますので、ひも等はやめて、チップ式、そういったもののほうに変えていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君）　　庵途町長。

町長（庵途典章君）　　商工観光課長が申しあげましたように、草刈りの草刈り機の先、ワイヤーで、ひもで刈っているという、これで、どうしても石が遠くまで飛んでしまったという。今回は、想定外、もともと危ないということで、かなり 10 メーター以上向こうに職員に車の移動をさせて行っているんですけども、それでも、そうした事故が起きてしまっております。それは、1つの原因としては、想定外というのは、ひも、ワイヤーで回転をさせた。

ただ、普通の草刈り機の刃ですね、そういうものを使うより、皆さんも、当然、そうした草刈りをされて経験されていると思うんですけども、ひも、ワイヤー式のほうが、根本まで、きれいに刈れるわけです。

ですから、特に、キャンプ場等においては、虫の対策、いろんな害虫の対策とか、キャンプ場のデコボコしたところ、完全にきれいに刈っていこうとすると、どうしても、今、課長が申しあげたような、草刈り機の普通の刃だけでは、なかなかきれいに刈れないということも現場のほうでは聞いておりますので、通常、その刈れるところは、石が飛ばないような刈刃を使う。それから、どうしても、そうしたワイヤーを使わなきゃいけないところについては、先ほど、課長が申しあげたような、防止ネット、そういうものを駐車場とか、人の危険があるところでは、きちっと使用するというような、そういう注意をして、これから作業をさせたいというふうに思っております。

議長（小林裕和君）　　ほかに質疑ありませんか。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君）　　山本議員。

12 番（山本幹雄君）　　私が言うの分かると思いますけども、これ、この前、あそこであった時に、私、こっちにネットしたらというの再三言ったんですよ。聞かなかったね。

で、今回、同じでしょう。20 万円。

これ、覚えておるよね。僕、2回、3回言ったのと。網したら、ネットしたら、工事、道路ではしているよと。こっちで持ってしているよと。何だ、かんだ言うたけどしてなかった。

今回、そのようなものを、手持ち式か、置くかいうのをすると聞いたけど、なぜ聞かないのかな。議員の意見を聞かないというのが、聞かないようにしているのかな。そう感じ

るんですよ。これ、誰が考えたって、もとからしておくべきだろうと。みんな、実際、道路工事とかしているんだから。なぜ、しなかった。で、今回、また、何ですというの。だったら、もとから、僕が言った時からしておくべきではなかったのか。違うかね。

やっぱり、議員もいろいろ体験してきて、草刈りなんかも、いっぱいやってきて、僕、この中で、僕より早くやったというのは、もしかしたら町長だけだろうと思う。みんな、大体、俺より年下、俺、中学校の時からしよったから。うん。

だから、相当、時間もやって、いろいろ経験もさせてもらった中で言っているんだけど、それを完全に無視した。それは、その時の課長、今、いないけど、だけど、やっぱり、こういう意見というのは、やっぱり、真摯に耳を傾けてもらうというのは、僕は、大切じゃないかな。また、同じこと起こっているわけだから。どないですかね。町長。ちょっと、答弁お願いします。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 冒頭、申し上げましたように、こういうことを繰り返したことについて、本当に、前回の時に、山本議員からも、そういう指導、指摘もお受けしたことは、私も十分記憶しております。

当然、道路作業でされている方、これは、どんな人が横を通るか分からないと、歩行者とか人に危害を与えたらいけないという、当然、同じことなんですけれども、作業をする場合、そうした基準の基に、県のそうした道路の草刈りなんかは行っているということ、それと同じようにやれば、安全を確保できるということだということ、そういう指摘をお受けして、それを実施しなかったことについては、反省をしておりますが、現場担当としては、なかなか職員で事業をやっている。これを、そうした業者の方に、委託をすれば、相当な経費もかかるということ、職員自らが出てやったということの中で、職員としても、経験も浅かったかもしれませんが、以前に、そういう事故が起きたことは、十分、認識をしておりましたので、車も移動させたというところまでは、これは、ひとつ認めていただきたいなと思います。

ただ、やはり、こうした事故が起きると、そういうことが実際に起きるとのこと、当然、改めて、事故した後になってしまいましたけれども、こうした反省をして、対策はさせたいということで、決して、議員からのご指摘について、完全な無視をしたというようなことではないということ、何とか、ご理解いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

---

#### 日程第9．議案第54号 兵庫県町土地開発公社の解散について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第9、議案第54号、兵庫県町土地開発公社の解散についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 54 号、兵庫県町土地開発公社の解散につきまして、ご説明を申し上げます。

兵庫県町土地開発公社は、昭和 48 年 4 月に、公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき設立をされて以来、公共事業用地の先行取得を行い、各町の基盤整備と公共の福祉の増進に多大な貢献をしてきたところでございます。

しかしながら、令和元年度には土地の処分は全て終了し、公共施設等の整備が一段落したことや、低金利が続く現下の社会・経済情勢から土地開発公社を活用した用地の先行取得の必要性は極めて低いものとなっていること。また、全国的な傾向としても土地開発公社の存廃を含めた見直しが行われている状況を踏まえ、兵庫県町土地開発公社検討委員会を設置し、今後のあり方について検討を行ってきたところでございます。

令和 5 年 2 月の本公社理事会において検討委員会での検討結果を踏まえて兵庫県町土地開発公社のあり方について協議した結果、出席理事全員から解散することについての同意を得ました。

以上のことから、兵庫県町土地開発公社については、本来の役割を終えたものとして、令和 5 年度に解散することが適切であると判断をしたものでございます。

以上、ご承認賜りますように、よろしくお願ひ申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 54 号については、本日即決とします。

これより、議案第 54 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 54 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 54 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 10. 議案第 56 号 令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について

日程第 11. 議案第 57 号 令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について

日程第 12. 議案第 58 号 令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）につ

いて

- 日程第 13. 議案第 59 号 令和 5 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 14. 議案第 60 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 15. 議案第 61 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 16. 議案第 62 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 17. 議案第 63 号 令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 18. 議案第 64 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 19. 議案第 65 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 10 に入ります。  
日程第 10 から日程第 19 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。  
よって、日程第 10、議案第 56 号、令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）についてから、日程第 19、議案第 65 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）についてまでの 10 件を、一括議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 56 号から議案第 65 号につきまして、一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。  
まず、議案第 56 号、佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）からご説明をいたします。  
今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 3,798 万 4,000 円を追加し、129 億 6,216 万円に改めるものでございます。  
まず、歳入から説明をさせていただきます。  
地方交付税につきましては、このたび、普通交付税の交付額が決定いたしましたので、1 億 1,652 万 6,000 円の増額でございます。  
分担金及び負担金につきましては、負担金 6 万 2,000 円の増額であります。  
国庫支出金につきましては、4,127 万 2,000 円の増額。うち、国庫負担金は 3,043 万 5,000 円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金などを増額いたしております。国庫補助金は 1,083 万 7,000 円の増額で、地方創生臨時交付金などを増額いたしております。  
県支出金につきましては、768 万 7,000 円の増額。うち、県補助金は 763 万 2,000 円の増額で、生産コスト低減緊急対策事業補助金の追加計上などによるものでございます。委託金は 5 万 5,000 円の増額であります。  
財産収入につきましては、財産売払収入 9 万 8,000 円の増額でございます。  
繰入金につきましては、財政調整基金を 7,318 万 3,000 円積み戻しいたしております。  
繰越金につきましては、4,884 万 4,000 円の増額で、令和 4 年度繰越金でございます。

諸収入につきましては、雑入 133 万 2,000 円の減額であります。

町債につきましては、199 万円の減額でございます。

各事業において、事業費の増減に伴う財源補正を行っております。

次に、歳出について、ご説明をいたします。

各款における人件費関係につきましては、人事異動等に伴う調整額を計上しております。

以下、人件費につきましては、同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。

なお、特別会計につきましても同様でございます。

まず、議会費につきましては、161 万 7,000 円の増額で、人件費のみの補正でございます。

総務費につきましては、1,935 万円の減額。うち、総務管理費は 1,898 万 3,000 円の減額で、主に人件費の補正でございます。徴税費は 94 万 2,000 円の減額。戸籍住民登録費は 57 万 6,000 円の減額。統計調査費は 115 万 1,000 円の増額でございます。

民生費につきましては、1,356 万 8,000 円の増額。うち、社会福祉費は 1,266 万 2,000 円の増額で、介護保険特別会計繰出金などを増額いたしております。児童福祉費は 152 万 5,000 円の増額で、給付対象者の増加に伴い、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を増額いたしております。国民年金事務取扱費は 61 万 9,000 円の減額であります。

衛生費につきましては、1,494 万 6,000 円の増額。うち、保健衛生費は 1,298 万 9,000 円の増額で、9 月からのワクチン接種開始に伴って、新型コロナウイルスワクチン接種委託料などを増額いたしております。清掃費は 195 万 7,000 円の増額でございます。

農林水産業費につきましては、2,279 万 9,000 円の増額。うち、農業費は 1,054 万 8,000 円の増額で農業機械導入に対して補助を行う生産コスト低減緊急対策事業費補助金などを追加計上いたしております。林業費は 1,225 万 1,000 円の増額で、町単独治山事業補助金などを増額いたしております。

商工費につきましては、679 万 4,000 円の増額で、主に人件費と特別会計繰出金の補正でございます。

土木費につきましては、103 万 5,000 円の増額でございます。うち、土木管理費は 52 万 1,000 円の減額。道路橋梁費は 118 万 3,000 円の減額。下水道費は 128 万 9,000 円の増額。住宅費は 145 万円の増額で、主に人件費と特別会計繰出金の補正でございます。

消防費につきましては、50 万 5,000 円の増額となっております。

教育費につきましては、393 万円の減額であります。うち、教育総務費は 721 万 8,000 円の減額。小学校費は 332 万 9,000 円の増額で、スクールバス運転手の退職に伴って路線の一部を運行事業者に委託する経費として、スクールバス運行委託料の増額などを計上いたしております。中学校費は 6 万 5,000 円の減額。社会教育費は 21 万 7,000 円の増額。保健体育費は 19 万 3,000 円の減額でございます。

公債費につきましては、1 億円の増額で、繰上償還の原資といたしております。

次に、地方債の変更につきましては、第 2 表、地方債補正により説明をさせていただきます。

変更となります農業生産基盤整備事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業、河川整備事業につきましては、事業費の増額等に対応いたしまして、地方債の限度額を設定をし、また、地方債の組み替えを行っております。

以上で、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 57 号、令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 810 万 8,000 円を追加し、総額を 20 億 5,969 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 1,000 円の増額で、マイナンバー保険証利用申込支援補助として交付予定の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の名目予算として計上いたしております。

繰入金につきましては、296 万 2,000 円の減額。うち、他会計繰入金は 17 万 7,000 円の増額で、一般会計繰入金の増額でございます。基金繰入金は財政調整基金繰入金を 313 万 9,000 円減額いたしております。

繰越金につきましては、1,106 万 9,000 円の増額で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出について、ご説明をさせていただきます。

総務費につきましては、総務管理費 63 万 9,000 円の増額で、人件費の補正であります。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 746 万 9,000 円の増額で、前年度の保険給付費等交付金の実績に基づく返還金でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 58 号、令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17 万 3,000 円を追加し、総額を 3 億 3,615 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を 77 万 5,000 円減額いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金 94 万 8,000 円の増額であります。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。

総務費につきましては、総務管理費 77 万 5,000 円の減額で、人件費の補正であります。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、過年度分の保険料負担金 88 万 4,000 円の増額でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 6 万 4,000 円の増額で、前年度の健康診査費等補助金の実績に基づく精算金でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 59 号、佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 34 万 6,000 円を追加し、総額を 30 億 751 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入から説明をいたします。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 590 万 2,000 円の増額で、介護保険システム改修補助金の交付決定額に基づくものでございます。

繰入金につきましては、8,828 万 5,000 円の増額であります。うち、一般会計繰入金は 1,038 万 3,000 円の増額でございます。基金繰入金は 7,790 万 2,000 円の増額で、保険給付費及び地域支援事業費の過年度精算による、国庫負担金、県負担金などの返還金に伴い、繰入れるものでございます。

繰越金につきましては、615 万 9,000 円の増額で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、総務管理費につきましては、1,628 万 5,000 円の増額で、主に人件費によるものと、介護保険システム改修の補正でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 8,406 万 1,000 円の増額で、過年度精算による返還金に伴う増額でございます。



以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 60 号、令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 625 万 7,000 円を追加し、総額を 10 億 1,469 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 729 万円の減額でございます。

繰越金につきましては、754 万 7,000 円の増額で、令和 4 年度決算の確定によるものでございます。

町債につきましては、簡易水道事業債を 600 万円増額いたしております。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費につきましては、625 万 7,000 円の増額であります。うち、管理費は 25 万 7,000 円の増額で、人件費の補正、並びに放送通信サービス利用料の増額でございます。建設改良費は 600 万円の増額で、工事請負費、委託料の事業実施計画の見直しによるものであります。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 61 号、令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 9,643 万 5,000 円を減額し、総額 18 億 8,634 万 3,000 円に改めるものであります。

今回の補正は、主に国庫補助金の内示確定による事業費の減額に伴い、建設改良に要する実施設計委託料、工事請負費の見直しによるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

国庫支出金につきましては、国庫補助金を 5,060 万円の減額で、本年度の内示額によるものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 128 万 9,000 円 5,000 円の増額でございます。

繰越金につきましては、287 万 6,000 円の増額で、令和 4 年度決算の確定によるものであります。

町債につきましては、公共下水道事業債 5,000 万円の減額で、本年度の内示額に伴い、対象事業の見直しによるものでございます。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、9,643 万 5,000 円の減額であります。うち、管理費は 218 万 5,000 円の減額で、人件費の補正、並びに放送通信サービス利用料の増額でございます。事業費は 9,425 万円の減額で、人件費の補正、並びに実施設計委託料及び工事請負費事業実施計画の見直しによるものであります。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 62 号、令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について、説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 620 万 8,000 円を減額し、総額を 4 億 3,239 万 4,000 円に改めるものであります。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 757 万 8,000 円を減額いたしております。

繰越金につきましては、137 万円の増額で、令和 4 年度決算の確定によるものであります。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、農業集落排水施設管理費 620 万 8,000 円の減額で、人件費の補正でございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 63 号、令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 592 万 7,000 円を減額し、総額を 1 億 1,098 万 9,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、307 万 2,000 円の増額で、一般会計繰入金の増額でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、67 万 9,000 円の増額でございます。

諸収入につきましては、雑入 967 万 8,000 円の減額で、天文台公園運営委託金を減額いたしております。

次に、歳出でございますが、社会教育費につきましては、626 万 7,000 円の減額であります。主なものとしたしましては、人事異動に伴う人件費の補正のほか、兵庫県立大学の予算査定に伴って光熱水費電気料を 967 万 8,000 円減額しております。

諸支出金につきましては、基金費 34 万円の増額で、任意積立を行います。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 64 号、令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 170 万 7,000 円を追加し、総額を 1 億 1,873 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 170 万 7,000 円の増額でございます。

次に、歳出についてでございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 170 万 7,000 円の増額であります。レストラン入口エアコン修繕及び煙突からの雨漏りによる修繕が突発的に発生したことにより予算が不足したために追加計上したものでございます。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

最後ですが、議案第 65 号、佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）についての提案のご説明を申し上げます。

まず、収益的収入より説明をさせていただきますが、予算書 2 ページ、第 1 款、水道事業収益の第 1 項、営業収益は、90 万円の増額で、給水工事受託金の増額でございます。

次に、収益的支出でございますが、第 1 款、水道事業費用の第 1 項、営業費用は 94 万 4,000 千円の増額で、ネット回線利用料や給水引込工事などの増額でございます。

次に、資本的支出でございますが、第 1 款、資本的支出の第 1 項、建設改良費は 212 万 1,000 円の増額で、人件費及び久崎浄水場補助井導水管改良設計業務委託の増額でございます。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提案とさせていただきます。

以上、議案第 56 号から議案第 65 号までの補正予算について、ご説明をさせていただきましたが、それぞれご審議の上、ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（小林裕和君） 議案第 56 号から議案第 65 号について、当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております、議案第 56 号から議案第 65 号については、9 月 22 日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。  
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午前 11 時  
15 分とします。

午前 10 時 56 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

- 
- |                  |  |
|------------------|--|
| 日程第 20. 認定第 1 号  | 令和 4 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について                  |
| 日程第 21. 認定第 2 号  | 令和 4 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定<br>について    |
| 日程第 22. 認定第 3 号  | 令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について            |
| 日程第 23. 認定第 4 号  | 令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ<br>いて       |
| 日程第 24. 認定第 5 号  | 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について              |
| 日程第 25. 認定第 6 号  | 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について            |
| 日程第 26. 認定第 7 号  | 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算<br>の認定について |
| 日程第 27. 認定第 8 号  | 令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定につ<br>いて      |
| 日程第 28. 認定第 9 号  | 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定に<br>ついて     |
| 日程第 29. 認定第 10 号 | 令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について              |
| 日程第 30. 認定第 11 号 | 令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について             |
| 日程第 31. 認定第 12 号 | 令和 4 年度佐用町水道事業会計決算の認定について                    |

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 20 に入りますが、日程第 20 から日程第 31 につ  
ては一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。  
よって、日程第 20、認定第 1 号、令和 4 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定につ  
いてから、日程第 31、認定第 12 号、令和 4 年度佐用町水道事業会計決算の認定につ  
いてまでの 12 件を、一括議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

町長（庵途典章君） 　　ただ今、上程いただきました認定第1号から認定第12号までの令和4年度佐用町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、一括議題とされましたので、順次、ご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして佐用町監査委員の決算審査意見書を添えて関係書類を提出し、議会の認定を賜りたく存じますので、十分にご審議をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、認定第1号、令和4年度佐用町一般会計決算から説明を申し上げます。金額につきましては、千円単位で申し上げさせていただきます。

まず、決算書64ページ、実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

一般会計の歳入総額は130億8,418万8,000円、歳出総額が129億7,179万8,000円、歳入歳出差引額1億1,239万円で、翌年度に繰越すべき財源が354万4,000円でございますので、実質収支額は1億884万6,000円でございます。

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を6,000万円といたしております。

次に、決算書1ページ、一般会計歳入決算書をご覧くださいと思います。

まず、歳入につきまして、款ごとの収入済額につきましてご説明をさせていただきます。

町税は、21億203万円でございます。

地方譲与税1億7,810万5,000円、利子割交付金は92万1,000円、配当割交付金は1,361万3,000円で、株式譲渡所得割交付金は968万2,000円、法人事業税交付金は3,266万7,000円、地方消費税交付金は3億8,913万6,000円、ゴルフ場利用税交付金は4,657万9,000円、自動車取得税交付金は39万6,000円、環境性能割交付金は2,539万円でございます。

地方特例交付金は867万5,000円、地方交付税は62億6,476万9,000円、交通安全対策特別交付金は283万円でございます。

分担金及び負担金は4,150万3,000円で、児童福祉施設費負担金、老人保護措置費施設費負担金などでございます。

使用料及び手数料は2億4,172万8,000円で、キャンプ場使用料、町営住宅使用料などでございます。

国庫支出金は13億1,625万4,000円で、児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金など経常的な財源のほか、地方創生臨時交付金などを受け入れております。

県支出金は9億579万1,000円で、地籍調査事業委託金などでございます。

財産収入は7,198万5,000円で、高度情報通信網賃借料、各種基金の預金利子などでございます。

寄附金は3,174万9,000円で、ふるさと応援寄附金などでございます。

繰入金は2億8,845万7,000円で、特別会計繰入金と基金繰入金でございます。

繰越金は7,018万5,000円でございます。

諸収入は2億7,870万7,000円でございます。

町債は7億6,303万7,000円で、合併特例事業債2億5,750万円、過疎対策事業債3億2,570万円などとなっております。

次に、歳出であります。同じく7ページの一般会計歳出決算書をご覧くださいと思います。

議会費は、1億842万円でございます。

総務費は、17億5,049万3,000円でございます。総務管理費におきまして、地方創生臨

時交付金事業など新型コロナウイルス感染症対応などによる諸事業のほか、庁舎管理などを行う財産管理、佐用チャンネルなど情報通信施設管理事業、協働のまちづくり事業などを実施いたしております。

民生費は、32億2,392万6,000円でございます。社会福祉費におきましては、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等の特別会計への繰出金、外出支援サービス事業、高年クラブ助成事業、障害者福祉サービス事業などがございます。児童福祉費におきましては、学童保育事業、乳幼児等医療費助成事業及び保育園等の運営事業などが主なものでございます。

衛生費は、11億7,110万3,000円でございます。保健衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業のほか、簡易水道事業特別会計等への繰出金、各種検診などを行う保健事業、予防接種事業、母子保健事業でございます。清掃費におきましては、にしはりま環境事務組合負担金と、クリーンセンター、衛生公苑などの施設管理事業などがございます。

農林水産業費は、10億959万6,000円でございます。農業費におきましては、農業の担い手確保対策事業、農業基盤整備事業などを実施いたしております。林業費におきましては、有害鳥獣駆除活動補助事業、町有林化事業などを実施いたしております。

商工費は、1億7,915万6,000円でございます。町商工会助成金、笹ヶ丘荘特別会計への繰出金などを計上いたしております。

土木費は、10億3,428万8,000円でございます。土木管理費におきまして、急傾斜地崩壊対策事業を実施。道路橋梁費におきましては、従前からの道路・橋梁の新設改良事業のほか、橋梁の点検など橋梁維持修繕事業を実施いたしております。都市計画費、下水道費におきましては、播磨高原広域事務組合への上下水道事業繰出金や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。

消防費は、5億272万6,000円でございます。西はりま消防組合への負担金、消防団の運営経費などが主なものでございます。

教育費は、10億9,872万3,000円でございます。小学校費及び中学校費におきましては、学校管理・教育振興・通学対策事業などを実施いたしております。社会教育費におきましては、社会教育施設の管理・運営事業などのほか、利神城跡整備事業を実施いたしております。保健体育費におきましては、スポーツ振興策としての体育協会補助、及び体育館などの社会体育施設や学校給食センターの管理運営が主なものでございます。

災害復旧費は、99万2,000円で、農林水産施設災害復旧費でございます。

公債費は、25億3,335万8,000円で、うち、10億7,955万1,000円は後年度負担の軽減を図るための繰上償還をいたしております。

諸支出金は、3億5,901万8,000円で、公営企業費及び基金費でございます。

以上、一般会計の決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第2号、令和4年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額7,708万2,348円、歳出総額7,707万9,000円、差引額3,348円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書65ページの実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

次に、決算書13ページをご覧ください。まず、歳入より説明をさせていただきます。

財産収入につきましては、3,648万2,000円で、うち、出資配当金が2,500万円、町有地である、発電施設用地の賃貸料が1,148万2,000円でございます。

繰越金につきましては、2,413円。

諸収入につきましては、4,059万7,935円で、資金貸付金元利収入となっております。  
次に、歳出でございますが、15ページ、ご覧いただきたいと思ひます。  
諸支出金として、一般会計への繰り出し金が7,707万9,000円でございます。  
以上、メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。  
次に、認定第3号、令和4年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。  
決算額は、歳入総額21億1,587万7,307円、歳出総額21億480万7,027円、差引額1,107万280円となっております。  
実質収支につきましては、決算書66ページをご覧いただきたいと思ひます。  
次に、決算書17ページをご覧ください。まず、歳入から説明をさせていただきます。  
国民健康保険税は、3億3,870万1,131円でございます。  
使用料及び手数料は、督促手数料として11万7,900円でございます。  
県支出金は、15億9,489万3,911円で、うち、保険給付に要する費用に係る普通交付金が15億2,874万2,716円、市町の状況に応じて配分される特別交付金が6,615万1,195円でございます。  
財産収入は、10万8,644円で、基金の預金利子であります。  
繰入金は、1億6,306万4,016円で、他会計繰入金でございます。  
繰越金は、1,670万1,207円で、前年度繰越金であります。  
諸収入は、229万498円で、うち、延滞金、加算金及び過料が162万7,322円、受託事業収入が21万7,719円、雑入が44万5,457円でございます。  
続いて、決算書19ページからの歳出を説明させていただきます。  
総務費は、2,667万3,086円で、うち、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費が2,510万7,808円、賦課徴収事務に係る徴税費が134万7,378円、運営協議会費が21万7,900円でございます。  
保険給付費は、15億2,088万1,664円で、うち、療養諸費が13億1,271万7,374円、高額療養費が2億554万4,996円、出産育児諸費が85万2,820円、葬祭諸費が160万円、傷病手当金が16万6,474円でございます。  
国民健康保険事業費納付金は、5億1,441万7,050円で、うち、療養給付費分3億7,088万2,922円、後期高齢者支援金等分1億964万1,103円、介護納付金分3,389万3,025円でございます。  
保健事業費は、926万1,796円で、うち、特定健康診査等事業費が804万7,600円、保健事業費が121万4,196円でございます。  
基金積立金は、1,910万8,644円で、財政調整基金積立金でございます。  
諸支出金は、1,446万4,787円で、償還金及び還付加算金として前年度の補助金・交付金等の精算に基づく返還金と、過年度の保険税還付による返還金が主なものとなっております。  
以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。  
次に、認定第4号、令和4年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。  
決算額は、歳入総額3億1,771万3,786円、歳出総額3億1,221万4,516円、差引額549万9,270円となっております。  
なお、実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思ひます。  
次に、決算書23ページ、まず、歳入から説明をさせていただきます。  
後期高齢者医療保険料は、2億1,676万7,827円。  
使用料及び手数料は、督促手数料として1万6,700円でございます。

県広域連合支出金は、378万504円で、後期高齢者の健康診査事業等に係る、兵庫県後期高齢者広域連合からの補助金でございます。

繰入金は、9,056万9,368円で、他会計繰入金として、保険基盤安定・広域連合分賦金・職員給与等の一般会計からの繰入金でございます。

繰越金は、534万1,608円で前年度繰越金でございます。

諸収入は、123万7,779円で、うち、延滞金、加算金及び過料が5万400円、償還金及び還付加算金が118万7,379円でございます。

続いて、決算書25ページからの歳出について説明をいたします。

総務費は、908万1,280円で、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費でございます。

保健事業費は、236万6,825円で、後期高齢者の健診等にかかる事業費でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、2億9,951万4,483円で、保険料等負担金及び、保険基盤安定負担金などがございます。

諸支出金は、125万1,928円で、償還金及び還付加算金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第5号、令和4年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定といたしまして、歳入総額28億63万7,204円、歳出総額27億9,447万6,744円、歳入歳出差引残額616万460円となっております。

実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

次に、決算書27ページ、まず、歳入よりご説明をさせていただきます。

保険料につきましては、5億496万1,479円で、第1号被保険者保険料でございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料2万7,400円。督促手数料でございます。

国庫支出金につきましては、7億6,932万8,510円で、うち、国庫負担金は5億852万752円で、介護給付費負担金でございます。国庫補助金は2億6,080万7,758円で、主なものは、調整交付金及び地域支援事業交付金でございます。

支払基金交付金につきましては、6億8,849万7,000円で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

県支出金につきましては、3億9,461万9,000円で、うち、県負担金は3億7,830万1,000円で、介護給付費負担金。県補助金は1,631万8,000円で、地域支援事業交付金でございます。

財産収入につきましては、13万1,265円で、介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。

繰入金につきましては、4億3,800万5,128円で、一般会計繰入金でございます。

繰越金につきましては、460万1,622円で、前年度繰越金であります。

諸収入につきましては、46万5,800円で、うち、延滞金、加算金及び過料は4万7,800円で、第1号被保険者延滞金。雑入は41万8,000円で、頭と体の健康教室などの実費徴収金でございます。

次に、31ページの歳出のご説明を申し上げます。

総務費につきましては、1億583万7,315円であり、そのうち、総務管理費は9,458万55円で、主なものは、人件費、電算システムに係る委託料など、事務費であります。介護認定審査会費は1,033万3,260円で、主治医意見書等手数料、介護認定審査会委員報酬などがございます。運営協議会費は11万8,800円。地域支援事業費は80万5,200円でございます。

保険給付費につきましては、24億8,729万8,737円でございます。うち、介護サービス

諸費は 22 億 4,117 万 7,179 円で、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費などがございます。介護予防サービス諸費は 1 億 1,707 万 3,607 円で、介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費など、介護予防給付に係る費用でございます。その他諸費は 188 万 939 円、審査支払手数料でございます。高額介護サービス費は 5,008 万 4,066 円。特定入所者介護サービス費は 6,863 万 5,383 円、いわゆる補足給付費でございます。高額医療合算介護サービス費は 844 万 7,563 円でございます。

地域支援事業費につきましては、7,311 万 5,197 円であります。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は 5,120 万 2,553 円で、総合事業における訪問型サービス、通所型サービス及びその他生活支援サービスに係る経費であります。一般介護予防事業費は 374 万 6,521 円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操などの介護予防事業などの経費でございます。包括的支援事業費は 790 万 5,846 円。地域包括支援センターの業務に係る経費、及び生活支援コーディネーター設置に係る委託経費でございます。任意事業費は 1,011 万 9,503 円で、食の自立支援事業、家族介護支援事業が主なものであります。その他諸費は 14 万 774 円で、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスに係る審査支払手数料であります。

基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金 6,187 万 1,265 円であります。この基金積立金は、令和 3 年度に引き続き令和 4 年度におきましても、厚生労働省が新型コロナウイルス対策に迫われ、介護給付費負担金の変更交付の勧奨がなかったため、年度当初の交付申請で交付額が確定をいたしておりますので、例年よりも多くなっております。この交付金は、令和 5 年度の精算で、国庫負担金は約 6,900 万円、県負担金等とあわせて約 8,400 万円償還することとなり、9 月補正予算で対応させていただくものでございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 6,635 万 4,230 円で、第 1 号被保険者保険料還付金及び過年度分精算に伴う償還金でございます。

続きまして、サービス事業勘定についてのご説明をさせていただきます。

歳入歳出決算の総額は、歳入、歳出ともに 473 万 2,320 円であります。

実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

まず、歳入よりご説明させていただきます。決算書 35 ページ。

サービス収入につきましては、469 万 4,280 円でございます。うち、予防給付費収入は 381 万 6,180 円で、介護予防サービス計画費収入でございます。介護予防・日常生活支援総合事業費収入は 87 万 8,100 円で、総合事業に係る介護予防ケアマネジメント費収入でございます。

次に、37 ページ、歳出でございますが、サービス事業費につきましては、2 万 1,900 円で、居宅サービス事業費であります。

諸支出金につきましては、一般会計への繰出金 471 万 420 円でございます。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 6 号、令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 6 億 8,571 万 3,114 円、歳出総額 6 億 7,816 万 4,676 円で、差引額 754 万 8,438 円となっております。

実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧くださいと存じます。

次に、決算書 39 ページをご覧ください。まず、歳入より説明させていただきます。

分担金及び負担金につきましては、251 万 4,288 円で、新規加入 8 件の負担金でございます。

使用料及び手数料につきましては、3 億 1,319 万 1,381 円。うち、使用料 3 億 1,263 万



4,181円、手数料は55万7,200円で、検査手数料、開閉栓手数料などでございます。

財産収入につきましては、財政調整基金預金利子10万2,125円でございます。

繰入金につきましては、1億3,845万6,437円。うち、一般会計繰入金は1億3,802万1,200円。基金繰入金は43万5,237円を繰入れております。

繰越金につきましては、前年度繰越金1,009万8,641円でございます。

諸収入につきましては、935万242円。うち、過年度収入は132万円で、建物災害等共済金。雑入は803万242円で、消費税還付金、建物災害等共済金などでございます。

町債につきましては、2億1,200万円で、簡易水道事業債、公営企業会計適用債でございます。

次に、歳出でございますが、41ページをご覧ください。

簡易水道事業費につきましては、4億6,719万4,936円でございます。うち、管理費は2億2,249万9,936円で、人件費や修繕料、電気料、施設管理委託料など経常経費でございます。建設改良費は2億4,469万5,000円で、水道管更新工事、送水ポンプ更新工事、各水道施設の機器更新工事などでございます。

公債費につきましては、2億1,096万9,740円でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第7号、令和4年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額12億3,465万2,493円、歳出総額12億3,127万5,416円、差引額337万7,077円となっております。

実質収支につきましては、決算書の実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

次に、決算書43ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

分担金及び負担金につきましては、200万円で、新規加入8件及び加入工事1件の負担金でございます。

使用料及び手数料につきましては、2億2,830万4,993円。うち、使用料は2億2,818万9,993円。手数料は11万5,000円で、排水工事店指定手数料でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金2億8,796万2,000円でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金3億9,839万9,000円でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金872万726円でございます。

諸収入につきましては、雑入2,366万5,774円で、消費税還付金などでございます。

町債につきましては、2億8,560万円でございます。

次に、歳出でございますが、45ページ、ご覧ください。

公共下水道事業費につきましては、8億1,212万4,666円。うち、管理費は2億271万2,610円で、人件費や消費税、各施設の光熱水費、修繕料、管理委託料などの経常経費でございます。事業費につきましては6億941万2,056円で、建設改良に要する設計業務委託費、統合事業に係る管渠築造工事のほか、佐用浄化センター施設改築工事及び前処理施設建設工事などでございます。

公債費につきましては、4億1,915万750円となっております。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第8号、令和4年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額4億636万8,559円、歳出総額4億499万7,171円、差引額137万1,388円となっております。

実質収支につきましては、決算書の実質収支に関する調書をご覧頂きたいと存じます。  
次に、決算書 47 ページ、まず、歳入よりご説明をさせていただきます。

使用料及び手数料は、使用料につきましては 9,091 万 417 円で、農業集落排水施設使用料などでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 3 億 1,261 万 8,000 円でございます。

繰越金につきましては、152 万 2,542 円で前年度繰越金でございます。

諸収入につきましては、雑入 71 万 7,600 円で、浄化槽事務取扱手数料でございます。

町債につきましては、60 万円で、公営企業会計適用債でございます。

次に、歳出でございますが、49 ページ。

生活排水処理事業費につきましては、1 億 8,826 万 3,263 円。うち、浄化槽管理費は 1 億 3,219 万 9,787 円で、施設の修繕や浄化槽の保守管理委託料、消費税などでございます。農業集落排水施設管理費は 5,606 万 3,476 円で、人件費や各施設の光熱水費、浄化センターの管理委託料などでございます。

公債費につきましては、2 億 1,673 万 3,908 円でございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 町長、しばらくお待ちください。

お諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま審議を継続したいと思います  
が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、このまま審議を続行します。

町長、どうぞ。

町長（庵途典章君） お昼に終わるように、できるだけ早く読み上げます。

認定第 9 号、令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定につ  
きまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 1 億 288 万 8,271 円、歳出総額 1 億 220 万 7,625 円、差引額 68 万  
646 円となっております。

実質収支につきましては、調書をご覧ください。

次に、決算書 51 ページ、まず、歳入からご説明させていただきます。

使用料及び手数料は 319 万 1,720 円で、財産収入は 4 万 7,813 円で、基金の利子であり  
ます。

繰入金は 1,502 万円。

繰越金は 67 万 3,832 円。

諸収入は 8,395 万 4,906 円で、主なものは天文台公園運営委託金とロッジ利用料など  
でございます。

次に、歳出でございますが、教育費は、1 億 182 万 2,812 円で、人件費とグループ用ロ  
ッジや天文台の運営費でございます。

諸支出金は、38 万 4,813 円で、基金費でございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 10 号、令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算について、提案の  
ご説明を申し上げます

歳入総額、歳出総額とも 1 億 328 万 4,723 円でございます。

実質収支につきましては、決算書 74 ページをご覧ください。

次に、決算書 55 ページ、まず、歳入より説明させていただきます。

笹ヶ丘荘事業収入は 5,776 万 9,146 円、繰入金は 4,549 万 4,072 円、諸収入は 2 万 1,505 円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費 1 億 328 万 4,723 円で人件費、及び運営管理に伴う経費などがございます。なお、令和 4 年度の施設利用客数は、宿泊者 6,304 人、食事 1 万 3,168 人、入浴 4,352 人、会議 156 人、合計 2 万 3,980 人で、利用者全体では、前年と比較して 6,383 人の増となっております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の提案の説明は終わらせていただきます。

次に、認定第 11 号、令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 744 万 2,200 円、歳出総額 1 万 3,500 円、差引額 742 万 8,700 円となっております。

実質収支については、調書をご覧ください。

次に、決算書 59 ページ、まず、歳入を説明させていただきます。

令和 4 年度の財産収入はございません。

繰越金は、668 万 440 円。

諸収入は、76 万 1,760 円で、うち、町預金利子 2,700 円、雑入 75 万 9,060 円で、ひょうご農林機構からの分収交付金となっております。

次に、歳出でございますが、61 ページ、ご覧ください。

総務費につきましては、総務管理費 1 万 3,500 円でございます。

以上で、佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の提案の説明を終わります。

次に、認定第 12 号、令和 4 年度佐用町水道事業会計決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、財政状況について説明させていただきます。

決算書 1 ページ、まず、ご覧ください。

まず、収益的収入より説明させていただきますが、第 1 款、水道事業収益につきましては、2 億 23 万 8,309 円。うち、営業収益は 8,838 万 2,590 円で、水道使用料。営業外収益は 1 億 1,178 万 1,165 円で、他会計補助金や長期前受金戻入などがございます。特別利益は 7 万 4,554 円で、貸倒引当金戻入でございます。

次に、収益的支出でございますが、第 1 款、水道事業費につきましては、2 億 2,807 万 5,457 円。うち、営業費用は 2 億 1,296 万 3,996 円で、施設維持管理委託料や光熱水費、人件費などがございます。営業外費用は 1,511 万 1,461 円で、企業債利息や有価証券評価損などがございます。

次に、3 ページ、ご覧ください。まず、資本的収入より説明させていただきます。

第 1 款、資本的収入につきましては、1 億 5,927 万 5,443 円。うち、企業債は 1 億 2,230 万円。他会計出資金は 3,255 万 7,616 円で、企業債元金償還繰出金。他会計負担金は 72 万 5,476 円で、消火栓改良工事費。他会計補助金は 369 万 2,351 円で、建設改良費繰出金でございます。

次に、資本的支出でございますが、第 1 款、資本的支出につきましては、1 億 9,663 万 19 円。うち、建設改良費は 1 億 3,151 万 4,787 円で、水道管及び送水ポンプ、水道施設の機器更新工事などがございます。企業債償還金は 6,511 万 5,232 円で、償還金元金でございます。なお、電気計装設備更新工事 3,000 万円を翌年度へ繰越をいたしております。

次に、5 ページの損益計算書をご覧いただきたいと存じます。営業収益 8,047 万 5,907 円に対して、営業費用は 2 億 670 万 8,922 円で、営業損失は 1 億 2,623 万 3,015 円となっ

ております。一方、営業外収益1億337万8,940円に対しまして、営業外費用は1,511万1,461円となっております。よって、差引き経常損失は3,796万5,536円となり、その他特別損失7万4,554円を加えると、当年度の純損失は、3,789万982円となります。さらに、前年度繰越欠損金3億8,637万4,738円を加えた4億2,426万5,720円が当年度未処理欠損金となり、7ページの欠損金処理計算書において、翌年度繰越欠損金として計上しております。

なお、詳細につきましては、7ページからの剰余金計算書、貸借対照表、その他決算付属書類等を添付いたしておりますので、ご清覧をいただきたいと存じます。

以上で、水道事業会計決算の提案の説明を終わらせていただきます。

長くなりましたが、以上をもちまして、令和4年度の一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

監査委員の方々には、長時間にわたって決算審査を行っていただき、また、審査報告を行っていただきますが、それぞれ、また、十分、ご審議をいただき、ご認定をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 認定第1号から認定第12号までについて、当局の説明は終わりました。

ただ今、議題にしております認定第1号から認定第12号については、決算認定に関する案件であります。

この件に関しましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第12号については、決算特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

---

#### 日程第32. 決算審査報告について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第32に入ります。

決算審査報告についてであります。

提案されました認定第1号から認定第12号については、監査委員による決算審査を受けておりますので、ここで代表監査委員より審査報告を受けます。

中井代表監査委員。

〔代表監査委員 中井幹夫君 登壇〕

代表監査委員（中井幹夫君） 代表監査委員の中井でございます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、決算審査の報告に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

まず、議員各位におかれましては、町の振興発展のため、日々ご尽力をいただいておりますこと、本席より厚くお礼を申し上げます。

また、職員の皆様には、町民福祉の向上のために、献身的に取り組まれておりますこと、

深く感謝を申し上げます。

さて、令和4年度決算審査であります。一般会計及び特別会計は、令和5年7月28日から8月3日の間に計4日間、また、水道企業会計は6月27日に、山本幹雄議選監査委員と審査を実施しました。

このたび、監査委員を代表して、審査結果を報告いたします。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書ほか、各付属書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数が正確であるか、予算は適正かつ効率的に執行されているか、などを主眼として、関係職員から説明を受けるとともに諸帳簿及び証拠書類との照合等行いました。

審査の結果であります。審査に付された各関係書類は、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合し、計数的に正確であると認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合し、計数的に正確であると認めました。

決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書のとおりですが、決算審査意見の主なものを、審査のまとめとして28ページ及び29ページに記述しておりますので、かいつまんで、ご報告させていただきます。

まず、第1項、より効率的かつ効果的な事務事業の執行についてであります。

町税・使用料の徴収対策において、平成30年度の債権管理条例制定以降、滞納繰越分の収入未済額が全体で約1億7,000万円減少しており、これを高く評価します。今後も、町民負担の公平性を確保すべく、継続した取組を期待します。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、地域の感染拡大防止対策や、子育て世帯、農商工業者、医療機関、公共交通事業者等への経済的支援など、積極的に取り組んだことを評価したいと思います。5類移行後も予断を許さない状況ですが、町民の安全・安心の確保を第一としながらも、停滞する町の経済活動の復興に向けて、尽力をお願いします。

続いて、第2項、子育て・教育環境の充実、ひきこもり支援推進についてであります。

教育環境の充実については、老朽化した小学校舎の修繕及び中学校の体育館照明をLED化するなど将来に向けた積極的な投資が目を見せます。

教育の現場においては、デジタル田園都市国家構想に基づく、教育情報基盤システム構築に取り組んだことを評価します。個人情報などのセキュリティ対策を強化しつつ、学校と保護者間の相互情報交換や教員の在宅による業務支援など、教育現場の効率化と細やかな対応が可能になるもので、システムの積極的な運用を期待します。

ひきこもり支援については、令和3年度に実施した実態調査の結果を受け、相談会や交流会などを開催し、各家庭の現状把握やきめ細やかなサポートに取り組んでいます。ひきこもりに陥る前の段階で有効な手立てを講じることは、当人や家族の負担も低減され、効果も高まると思われれます。今後も引き続き現状把握に努めるとともに個人及び支援家族らの意向に沿った柔軟な対応を期待します。

続いて、第3項、観光・地域振興と文化財の保存・活用についてであります。

観光については、コロナ感染拡大で大きな影響を受けましたが、その中でも、南光自然観察村はネット予約制導入などで積極的に事業展開を図り、本年度も黒字経営を維持していることを評価します。

文化財については、3カ年計画3年目の利神城跡応急対策工事のほか、上月城プレ調査を行いました。これらの事業は佐用町の歴史文化遺産の保存と本質的な価値を明らかにすることで、新たな観光資源の開発とその利活用計画の策定に役立つものと思われれます。今

後の展開に大いに期待が持てるところです。

続いて、第4項、将来にわたり安全で快適に暮らせるまちづくりについてであります。

公の施設の効果的・効率的な管理を行うため、南光スポーツ公園のLED化事業を実施しました。公共施設の照明のLED化については、省エネだけにとどまらず、脱炭素社会にもつながり、町がこれらに積極的に取り組む姿勢を住民に見せていることは、大いに評価するところです。

水道管の老朽化に伴う布設替え、下水道施設の集約化など、社会インフラの再整備については、長期的な展望のもと財務バランスの安定を図り、計画的に実施しており、住民の負担も考慮し柔軟に対応できていることを評価します。

令和4年度より取り組んでいる、放置森林などの町有林化については、森林所有者の負担軽減に役立つものと思われ、防災上の意義も大きいと考えられます。将来的には取得した町有林の有効活用について、積極的な取組を期待します。

最後に、第5項としまして、行政組織の効率化とデジタル化についてであります。

佐用町は、合併以降、事務事業の見直しと職員定数の適正化により、行政組織の効率化に取り組んでいます。今後は、中長期的視野に立って広く人材を確保し、職員研修等により職員の資質向上に努めるとともに、職員の労働条件やメンタル面のケアなどにも配慮し、柔軟で効率的な組織運営を期待します。

佐用町のマイナンバーカード申請率は、令和5年7月末現在で91.27%、県下でもトップクラスのレベルで、住民の関心も高いと思われます。登録誤りなど関連するトラブルもなく、システムの安定的な運用と個人情報管理が適切に行われていることは大いに評価するところです。

今後もシステム運用に細心の注意を払いつつ、特に高齢者へのきめ細やかな対応について格段の配慮をお願いします。

最後に、議会及び行政当局の皆様には、佐用町第二次総合計画にもあります、「希望と誇りと元気を持てるまち」実現のために、持続可能な財政運営に更なるご努力をお願いして、決算審査の意見とします。

これで終わります。

議長（小林裕和君） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。どうも御苦労さまでした。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は、午後1時40分とします。

午後00時14分 休憩

午前01時36分 再開

議長（小林裕和君） おそろいですので、休憩を解き、会議を再開します。

---

日程第33. 同意第3号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 33、同意第 3 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 3 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。  
本件は、公平委員会委員、溝端雅孝（みぞばた まさたか）氏の任期が令和 5 年 12 月 4 日をもって満了するため、引き続き公平委員会委員として選任をいたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。  
なお、任期は、令和 5 年 12 月 5 日から令和 9 年 12 月 4 日までの 4 年間でございます。  
ご同意をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明が終わりました。本案件については、本日即決とします。  
この際お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。  
それでは、これより同意第 3 号を採決します。この採決は挙手によって行います。  
同意第 3 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第 3 号は、同意することに決定いたしました。

---

日程第 34. 同意第 4 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 35. 同意第 5 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 36. 同意第 6 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 37. 同意第 7 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 34 から日程第 37 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）           ご異議なしと認めます。

よって、日程第 34、同意第 4 号から、日程第 37、同意第 7 号までの佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての 4 件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）           それでは、ただ今、一括上程をいただきました同意第 4 号から第 7 号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、ご説明を申し上げます。

現在の委員の任期が本年の 12 月 1 日を以って満了となるため、同意第 4 号につきましては、引き続き、佐用町上月、谷本正英（たにもと まさひで）さんを。

同意第 5 号につきましては、引き続き、佐用町安川、三角雅昭（みすみ まさあき）さんを。

同意第 6 号につきましては、引き続き、佐用町庵、横山芳己（よこやま よしみ）さんを。

同意第 7 号については、引き続き、佐用町弦谷、谷口茂博（たにぐち しげひろ）さんを。

固定資産評価審査委員会委員に選任をいたしたく、地方税法第 423 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和 5 年 12 月 2 日から令和 8 年 12 月 1 日までの 3 年間でございます。

それぞれ、ご同意をいただきますように、よろしくお願い申し上げます、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君）           提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております同意第 4 号から同意第 7 号については、本日即決とします。

この際お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）           ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 4 号から順次、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

まず、同意第 4 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 4 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君）           挙手、全員です。よって、同意第 4 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 5 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

同意第 5 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君）           挙手、全員です。よって、同意第 5 号は、同意することに決定しました。



続いて、同意第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。  
同意第6号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第6号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。  
同意第7号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第7号は、同意することに決定しました。

---

#### 日程第38. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第38、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。

お諮りします。令和4年度佐用町一般会計及び10特別会計と水道事業会計決算の審査のため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定しました。

---

#### 日程第39. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第39に入ります。

特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

先の全員協議会において協議され、委員長及び副委員長が決定されていますので、決算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。

佐用町議会決算特別委員会委員長に加古原瑞樹議員。副委員長に幸田勝治議員。以上の両議員が、決算特別委員会の委員長及び副委員長に選任されました。

よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第40. 委員会付託について

議長（小林裕和君） 続いて日程第40、委員会付託についてであります。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後01時44分 休憩

---

午後01時45分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（小林裕和君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

お諮りします。委員会等開催のため明日9月5日から12日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

なお、次の本会議は9月13日、水曜日、午前10時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

最後に、決算特別委員会、加古原委員長、幸田副委員長から、挨拶をお願いします。

決算特別委員長（加古原瑞樹君） 失礼します。

明日、明後日と決算特別委員会の委員長を務めさせていただくことになりました。10年目で初めての大役ということで、かなり、随分前から心配をしておりました。

皆さんにおかれましては、いつも以上にご協力をいただきまして、スムーズに慎重審議していただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

あと、副委員長のほうも、幸田議員のほうも初めてということで、2人とも初めてのコンビなので、どうなるか分かりませんが、一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくをお願いします。

決算特別副委員長（幸田勝治君） よろしくをお願いします。

議長（小林裕和君） それでは、本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

---

午後01時47分 散会